

Kollective サービス個別規程

■ 第 1 章 総則

第 1 条 (規程の適用)

当社は、Kollective サービス個別規程（以下「本規程」といいます）を定め、これにより Kollective Technology, Inc. が提供する Kollective SD ECDN を含むサービス群（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 本規程において、お客様とは、本サービスをご利用いただく当社の顧客をいい、代理店様とは、当社が認定する本サービスを販売代理していただく代理店をいいます。

3 本規程は、第 1 章総則、第 2 章お客様向け条項、第 3 章代理店様向け条項の 3 つの章により構成されます。第 1 章は、お客様及び代理店様のいずれにも適用され、第 2 章は、お客様にのみ適用され、第 3 章は、代理店様にのみ適用されるものとします。

4 本規程は、他のいかなる当社のお客様及び代理店様に対する意思表示、通知、当社とお客様及び代理店様との書面又は口頭その他の方法による合意にかかわらず、お客様及び代理店様が本サービスの契約を締結後、本規程の適用を明確に排除する書面による合意が形成されない限り、他のいかなる合意（注文書等ならびに J ストリームサービス基本規約（以下「基本規約」といいます）を含みます）及び任意法規にも優先して適用されるものとします。

第 2 条 (秘密保持)

お客様及び代理店様は、本サービスに関して当社又は当社に本サービスを提供する第三者（以下「第三供給業者」といいます）がお客様及び代理店様に対して開示した、又はお客様及び代理店様が知得した有形、無形のいかなる情報も秘密情報として取り扱うものとします。なお、秘密情報の取扱いについては、J ストリームサービス基本規約第 18 条に従うものとします。

■ 第 2 章 お客様向け条項

第 3 条 (損害からの免責)

当社及び第三供給業者は、お客様及び第三者に対し、間接的、特別、偶発的損害につき責任を負いません。

第 4 条 (保証からの免責)

当社及び第三供給業者は、明示又は黙示にかかわらず、いかなる保証も行わず、いかなる保証の責任も負いません。

第 5 条 (法令遵守)

お客様は、すべての適用法（輸出管理に関する法令、規制を含みます）を遵守しなければなりません。

第 6 条 (政府に対する権利留保)

お客様が米国政府その他の政府の機関、部署、あるいはその他の事業体（以下「政府」といいます。）であり、本サービスを使用した場合といえども本サービス又はソフトウェア中のいかなる権利も取得せず、当社又は第三供給業者に権利は留保されます。

第 7 条 (再販等禁止)

お客様は、他の個人又は団体と、サービスを再販または他の方法で販売するため、他の契約を締結してはならないものとします。

第 8 条 (不可抗力)

当社及び第三供給業者は、妥当な管理を超えた状況により本サービスに関する契約上の義務が履行されなかったことに対し責任を負いません。

第9条 (サービス変更)

当社及び第三供給業者は、お客様の本サービスご利用に重大な不利益をもたらす変更でない限り、機能の追加、削除、又は修正を行うことができるものとします。

第10条 (禁止行為)

お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①方法の如何を問わず法令、規制又は許諾条件に反する本サービスの利用ならびに方法の如何を問わず不正又は違法な本サービスの利用。
- ②侮辱、猥褻、名誉毀損、脅迫、又は信用、著作権、プライバシーならびにその他の権利を侵害する情報又は素材を送信、知りながら受信、アップロード、ダウンロード、利用又は再利用する目的で本サービスを利用すること。
- ③本サービスを、求められていない広告や宣伝用資料を送付又は提供するために利用すること、ならびに第三者により本サービスを利用して送付又は提供された、求められていない広告や宣伝用資料を知りながら受領すること。

第11条 (ライセンス条件)

お客様は、以下のライセンス条件に従って本サービスを利用するものとします。

- ①お客様は、Collective ECDN エージェントを使用し、Collective ECDN エージェントを許可された従業員または請負業者（以下「エンドユーザー」）に提供する非独占的ライセンスを付与されます。お客様は、エンドユーザーに基本規約及び個別規程の条件を遵守させる責任を負います。
- ②お客様は、次の(a)から(e)までに定める行為を自ら行ってはならず、かつ第三者に許可してはならないものとします。
 - (a) 本サービスを販売、再販売、賃貸、リースすること。又は、本サービスを利用したサービス事務局又はサービス事務局類似のサービスを提供すること。
 - (b) 第三者に対して本サービスの利用を直接的又は間接的に許可すること。
 - (c) 本サービスを複製、代理販売、開示、再製、使用すること及び本サービスへのアクセスを許容すること。
 - (d) 本サービスの著作権表示を、除去、不明瞭化、変更すること。
 - (e) 本サービスのパフォーマンスベンチマークの結果を第三者に開示又は公表すること。

第12条 (リバースエンジニアリング等)

お客様は、Collective ECDN エージェント又は本サービスの模倣、ディスアSEMBル、デコンパイル、リバースエンジニアリング、派生物の創作、又はソースコードの発見又は取得のためのその他の試みを行ってはならず、お客様の従業員及び契約者にそのような行為を禁じるための合理的措置を講じなければならないものとします。

第13条 (知的財産権)

当社及び第三供給業者は、本サービスのすべての知的財産権及び資格を自らに留保します。

第14条 (アップデート)

お客様は、当社及び第三供給業者が本サービスの現在のバージョンとのお客様がご利用のバージョンとの相互運用性を確保することができるように、最新バージョンの2つ前までのメジャーリリース（すなわち、バージョン番号中、小数点の左の数字）又は最新バージョンの約2年前までのバージョンのサービスを利用しなければならないものとします。但し、当社が別途ご利用いただくバージョンを指定する場合はその指定に従うものとします。

第15条 (データ利用)

当社又は第三供給業者は、お客様又は個人を特定しない集合状態の形式でのみ、又は本サービスを改善する目的でのみ、利用状況データ及びパフォーマンスデータを利用、開示及び配布できるものとします。

第16条（エンドユーザー数の増加）

お客様は、四半期ごとに、エンドユーザー数の増加を報告し、増加したエンドユーザー分のサービス利用権を、当社の当時の価格を年間サービス期間の残期間分で案分して、当社から購入しなければならないものとします。

■ 第3章 代理店様向け条項

第17条（損害からの免責—代理店様）

当社及び第三供給業者は、お客様、代理店様及び第三者に対し、間接的、特別、偶発的損害につき責任を負いません。

第18条（保証からの免責—代理店様）

当社及び第三供給業者は、明示又は黙示にかかわらず、いかなる保証も行わず、いかなる保証の責任も負いません。

第19条（法令遵守—代理店様）

代理店様は、すべての適用法（輸出管理に関する法令、規制を含みます）を遵守しなければなりません。

第20条（政府に対する権利留保—代理店様）

代理店様が米国政府その他の政府の機関、部署、あるいはその他の事業体（以下「政府」といいます。）であり、本サービスを使用した場合といえども本サービス又はソフトウェア中のいかなる権利も取得せず、当社又は第三供給業者に権利は留保されます。

第21条（代理店使用等の禁止—代理店様）

代理店様は、他の個人又は団体と、サービスを再販または他の方法で販売するため、他の契約を締結してはならないものとします。

第22条（不可抗力—代理店様）

当社及び第三供給業者は、妥当な管理を超えた状況により本サービスに関する契約上の義務が履行されなかったことに対し責任を負いません。

第23条（エンドユーザー数の増加—代理店様）

代理店様は、代理店様の顧客から受領するエンドユーザー数の増加を当社に報告し、増加したエンドユーザー分のサービス利用権を、当社の当時の価格を年間サービス期間の残期間分で案分して、当社から購入しなければならないものとします。

第24条（お客様向け条項締結義務）

代理店様は、本規程第2章「お客様向け条項」の内容を、代理店様の顧客に対して本サービスを提供するために締結するすべての契約に盛り込まなければならないものとします。

改訂履歴

作成・改訂	改訂箇所
平成29年4月17日	初版